

庄原市広告事業について
～広告主となられる方（広告掲載を検討されている方）へ～

●受付窓口は、本庁 財政課と各支所 総務室です。

●募集期間は、随時受付けています。（先着順となります。ただし、納税通知書用封筒・市役所共通封筒は、入札です。）

ただし、「広報しょうばら」は、希望される広報紙の発行日の前々月末日まで随時、
「納税通知書用封筒」・「共通封筒」は、例年2月、
「ごみカレンダー」は、例年12月に受付けています。

●広告掲載期間は、毎年度4月1日～3月31日です。

ただし、「広報しょうばら」は、1月単位となります。

申込に必要な書類

①庄原市広告掲載申込書

②市税等の滞納調査同意書

③広告原稿【看板業者等が作製した原稿（紙ベースのもの）を提出してください】

（審査会で内容を審査するため、修正となる場合があります。）

④会社案内等（会社の概要がわかるもの）

⑤市内の看板業者等の広告作成費用及び撤去費用の見積書

⑥広告掲載にかかる覚書【広告掲載決定後に覚書締結のため申請時の提出は不要です。】

【⑤、⑥は、広報しょうばら、母子手帳、ごみカレンダー、納税通知書用封筒については、不要です】

申込にあたって

【重要】必ず、ご覧ください。

①市税等の滞納状況について調査させていただきます。

②広告料は、審査会で掲載が決定した後、納付していただきます。

③広告は、「広報しょうばら」、「ごみ収集カレンダー」を除き、広告主の方の負担で、広告主の方に作成いただきます。市の指定する材質（フィルム等）以上の材質で制作いただきます。

看板業者等に作成を依頼される場合は、必ず庄原市内の業者をご利用ください。

④車輦、壁面広告は、広告料とは別に撤去費用を広告掲載時に市へ納付していただきます。

・撤去費用は、看板業者の見積により納付いただき、撤去は、市が行います。

・撤去費用の精算は、行いません。

⑤広告の上部に「広告」と表示してください。

⑥広島県屋外広告物条例の許可が必要な広告については、必ず審査会で掲載が決定した後、許可を受けてください。（辞退をされた場合も屋外広告物手数料が返還されないため）

⑦この地方公共団体の資産に掲載する広告です。広告内容は、表現等について慎重に審査させていただきます。不決定となった場合は、内容の修正をお願いします。

広告についてのお問い合わせは、

庄原市役所 総務部財政課 理財係

電話 0824-73-1202

広告媒体別 手続き一覧

【印刷物系】

媒体名	作成	撤去	屋外広告物許可
広報しょうばら	市が印刷 原稿のみ用意して ください。	不要	不要
納税通知書用封筒			
ごみ収集カレンダー			
母子手帳	予備を含め 350枚作成してく ださい。	不要	不要

【屋外広告物系】

媒体名	作成	撤去	屋外広告物許可
市営バス (地域生活バス) (児童送迎バス)	フィルム広告の 作成をお願いします。	撤去費用の負担を お願いします。 申込時に見積を添 付してください。	不要
一般公用車 市街地循環バス ごみ収集車 東城クリーンセンター 壁面	フィルム広告の 作成をお願いします。	撤去費用の負担を お願いします。 申込時に見積を添 付してください。	必要です。 審査会で掲載決定 後、市役所都市整 備課で許可を受け てください。

広島県屋外広告物条例について

- ①屋外広告物の対象となるものは、別途手数料が必要なものがあります。
- ②屋外広告物の対象となるものは、広島県屋外広告物条例に基づく登録をした看板業者等で作成した広告でなくては、掲示できません。
- ③屋外広告物の許可申請は、広告審査会で掲載内容が決定した後に受けてください。
- ④継続して、広告を掲載する場合も、屋外広告物の許可は、1年ごとに更新が必要です。
- ⑤屋外広告物については、市役所 都市整備課（電話 0824-73-1172）が担当しています。

【印刷物系】

広告主

庄原市

広告（原案）作成

印刷業者等に作成を依頼してください。

本庁（財政課）・支所（地域振興室）で
受付できます。

申請書作成

申請

受付・事前審査

- ①庄原市広告掲載申込書
- ②市税等の滞納調査同意書
- ③広告原稿【看板業者等が作製した原稿】
- ④会社案内等（会社の概要がわかるもの）

③の作成に時間がかかる場合は、その他の書類のみ先に
提出していただける場合もありますので、市へご相談ください。

入札（納税通知書用封筒のみ）

広告内容修正

不決定

広告審査会 審査

掲載決定

掲載決定の通知

広告作成
（母子手帳）

広告作成
（広報しょうばら、ごみ収集カレンダー、
納税通知用封筒）

広告料 支払

納付書を市から送付します。

広告掲載

【屋外広告物系】

広告主

庄原市

広告（原案）作成

看板業者等に作成を依頼してください。

本庁（財政課）・支所（総務室）で
受付できます。

申請書作成

申請

受付・事前審査

- ①庄原市広告掲載申込書
- ②市税等の滞納調査同意書
- ③広告原稿【看板業者等が作製した原稿】
- ④会社案内等（会社の概要がわかるもの）
- ⑤市内の看板業者等の広告作成費用及び撤去費用の見積書

③、⑤の作成に時間がかかる場合は、その他の書類のみ先に提出していただける場合もありますので、市へご相談ください。

広告内容修正

不決定

広告審査会 審査

掲載決定

屋外広告物申請許可

【地域生活バス・児童送迎バスは、不

申請先：市 都市整備課（電話 0824-73-1172）

掲載決定の通知

広告作成

覚書締結 【市から文書を送付します。】

広告料・撤去料 支払

納付書を市から送付します。

広告掲載

掲載期間終了

広告撤去

撤去は、市が行います。